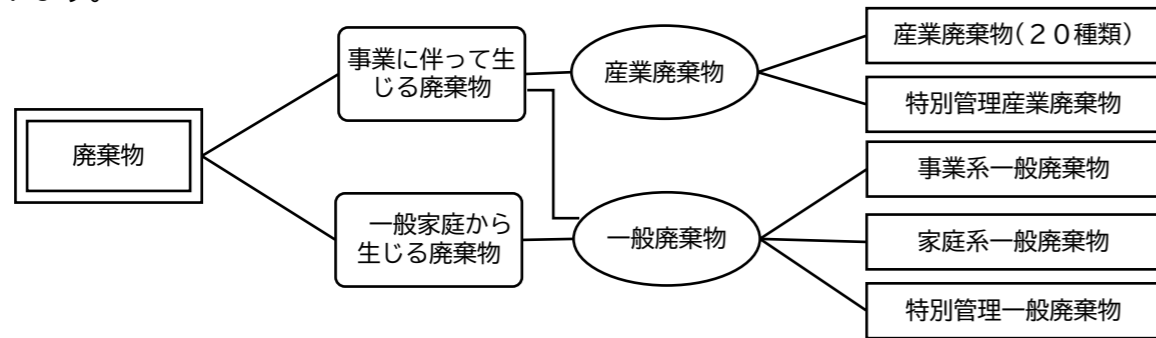


■ 廃棄物と事業者の責務

『廃棄物』とは、通常の社会生活において、いらなくなったものを言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。(第2条第2項)

また、『産業廃棄物』とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の発生量やその物の性質から、法及び政令で定めるものをいい、これらに該当しない廃棄物を『一般廃棄物』といいます。



そして、事業者には、『事業に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。』という事業者の責務が定められています。(第3条第1項)

事業系ごみは、少量であっても地域のごみ収集所(ごみステーション)に出すことはできません。

■ 産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物の中で、法令の定める20種類の廃棄物を言います。(第2条第4項)

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥ゴムくず ⑦金属くず ⑧ガラスくず・陶磁器くず ⑨鋳さい ⑩廃プラスチック類 ⑪がれき類
排出する事業が限定されるもの	⑫紙くず ⑬木くず ⑭繊維くず ⑮動植物性残渣 ⑯動物のふん尿 ⑰動物の死体 ⑱ばいじん ^{※1} ⑲動物系固形不要物 ⑳処理物 ^{※2}

※1 集じん設備によって集められたもの ※2 廃棄物を処分するために処理したもの

船舶等により海外より国内に輸入される廃棄物は上記20種類に該当しなくても「輸入廃棄物」として産業廃棄物扱いとなります。

ただし、当組合では上記の産業廃棄物のうち、次にあげる一部の産業廃棄物について、事業系一般廃棄物とみなし、処理することができます。

- ◎従業員等の飲食に伴うプラスチック製容器包装、プラ製品、不燃系資源物
- ◎コンビニ、イートイン等のごみ箱で回収したごみのうち、分別・洗浄した資源物
- ◎発生元が個人宅のもの(ただし、契約書等により発生元が確認できるものに限る)
- ◎当組合が認める一部品目の産業廃棄物
- ◎少量のライター、乾電池等一部の産業廃棄物(ただし、搬入量は一斗缶1杯に限る)

■ 事業系一般廃棄物とは

事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。

廃棄物処理法で事業系一般廃棄物と定めるもの

区分	具体例	備考
可燃ごみ	◎感熱紙等、資源化できない紙類 ◎草 ◎生ごみ ◎雑巾・ふきん・ウエス等	中央清掃センターへ搬入 ▶草は1日2tが上限
生ごみ	◎野木町から発生したもの	南部清掃センターへ搬入
可燃系粗大ごみ	◎畳 ◎カーペット	中央清掃センターへ搬入
	◎木製家具	リサイクルセンターへ搬入
資源物	◎新聞 ◎雑誌 ◎書類等、資源化できる紙類 ◎ダンボール ◎衣類、布類	所在地により各施設へ搬入
剪定枝	◎直径20cm、長さ2mまで (一部対象外の植物があります)	南部清掃センターへ搬入

原則、産業廃棄物であるが、当組合では事業系一般廃棄物とみなすもの

ただし、事業系一般廃棄物とみなすものは、従業員等の飲食に伴うもの、または資源化できるものに限ります。

区分	具体例	備考
可燃ごみ	【廃プラスチック類】 ◎プラマークのないラップフィルム ◎プラスチック製スプーン・フォーク ◎ストロー	中央清掃センターへ搬入
不燃ごみ	【金属くず、ガラスくず】 ◎一斗缶 ◎飲料用のびん缶等の金属製のふた ◎総金属製の什器、家具	リサイクルセンターへ搬入 ▶PPバンドは外してください。
不燃系資源物	【金属くず、ガラスくず】 ◎飲料用のびん缶類 【廃プラスチック類】 ◎飲料用ペットボトル	リサイクルセンターへ搬入 ▶洗って、分別してください。 ▶ペットボトルのラベルとキャップは外してください。
プラスチック製容器包装	【廃プラスチック類】 ◎ペットボトルのラベル・キャップ ◎弁当のプラ容器 ◎カップ麺等の容器	南部清掃センターへ搬入 ▶プラマークのついたプラスチック製容器包装に限ります。 ▶汚れは落としてください。





■ 機密文書の処理はできません

中央清掃センターの直接ピット投入は高所作業であり、危険が伴うためお断りしています。また、ごみを焼却する前に、常にピット内で「ごみを混ぜる作業」を行っているため投入したごみがすぐに焼却されるものではありません。

機密文書リサイクル事業者や古紙の溶融処理を行う事業者をご利用ください。

■ 資源物の出し方

家庭ごみと同じようにそれぞれ分別し出してください。

<p>可燃系資源物</p> <p>新聞・雑誌・ダンボール・古布・シュレッダーごみ等種類ごとに分別してください。</p> 	<p>ペットボトル</p> <p>ラベルとキャップを外して、ペットボトルは洗ってつぶさずに出してください。ラベルとキャップはプラ容器です。</p> 
<p>飲料用びん・缶</p> <p>キャップは外して、洗って出してください。キャップは金属なら不燃ごみです。</p> 	<p>プラスチック製容器包装</p> <p>プラマークがついているものが対象です。汚れをきれいに落とし、水を切って出してください。</p> 

■ 一部の産業廃棄物の取り扱い

当組合の処理施設では産業廃棄物の持ち込みは禁止しています。

ただし、利用者の利便性のため、以下のルールに基づき、一部の産業廃棄物を特別に受け入れます。

なお、ルール違反の横行や関係法令の改正に伴い事前の周知なく廃止される場合があります。

◎当組合が事業系一般廃棄物とみなす一部品目の産業廃棄物

- ・金属製、ガラス製、陶磁器製の食器類および花器類
- ・金属製、ガラス製、陶磁器製の調理器具
- ・傘
- ・食料品の空き缶、空きびん
- ・金属部品が使用されている文房具



◎上記以外の少量の産業廃棄物について

一回の持ち込みにつき 総量 一斗缶 1杯分まで

受け入れるもの	受け入れられないもの
<p>◎不燃ごみ（処理困難物を除く）</p> <p>◎乾電池</p> <p>◎ライター</p> <p>◎電球（水銀未使用のもの）、LED電球</p> <p>◎小型家電（家電リサイクル法対象品不可、通常家庭から排出される製品のみ）</p>	<p>×粗大ごみ</p> <p>×ボタン電池、リチウムイオン電池</p> <p>×スプレー缶、ガスボンベ</p> <p>×蛍光管、蛍光灯</p> <p>×受入可能な品目以外のもの</p>

■ 当組合のごみ処理施設で受け入れないもの（処理困難物等）

当組合のごみ処理施設では下記のとおり施設での処理ができないため搬入をお断りするものがあります。これらを処分する場合は産業廃棄物処理許可業者等にお問い合わせください。

産業廃棄物	<p>一部、事業系一般廃棄物とみなすものを除いた、法で定める20種類です。特に次にあげるものはご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ビニール（マルチ、ビニールハウス等） ・ブルーシート ・PPバンド ・プラスチック製品 ・塩ビ管 ・鉄パイプ ・蛍光灯
処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃オイル ・ガスボンベ ・農薬 ・塗料 ・石、土 ・バッテリー ・グランドピアノ ・古タイヤ、ホイール ・消火器 ・れんが、ブロック ・建築廃材（浴槽、洗面台等）
その他法令等の対象品	<p>【家電リサイクル法対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・エアコン ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機、衣類乾燥機
	<p>【自動車リサイクル法対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車 ・自動車部品 <p>【二輪車リサイクル法対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイク ・バイク部品
	<p>【フロン排出抑制法対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用空調機器 ・業務用冷凍冷蔵庫（ショーケース） ・ソフトクリームフリーザー ・ウォーターサーバー

■ ごみの搬入とごみ処理手数料について

当組合の処理施設に事業系一般廃棄物を搬入する場合は、施設利用許可証が必要です。施設の利用を希望される場合は、事前に各施設までお申し込みをお願いいたします。また、搬入する際に、ごみ処理手数料がかかります。

10kgにつき 250円 ※ 搬入施設ごとに請求します。

なお、10kg未満は10kgへ繰り上げ、11kg以上は10kg単位に四捨五入します。

《 例 》	8kg搬入した場合	250円
	25kg搬入した場合	750円

■ 事業系ごみのお問い合わせ先

事業系一般廃棄物に関すること：小山広域保健衛生組合 施設管理課 TEL0285-22-8184
 （中央清掃センター・南部清掃センター・リサイクルセンター）
 産業廃棄物の運搬処理に関すること：（公社）栃木県産業資源循環協会 TEL028-612-8016